

## 特集2：ASEAN共同体と法

---

### 2015年のラオス憲法改正に関する一考察 －人権関連の法規定を中心に－

瀬戸 裕之<sup>1</sup>

#### はじめに

本論文は、2015年12月8日に改正されたラオス憲法（以下、2015年改正憲法）に、新たに人権の承認と保障が規定されたことを中心に、ラオス政府の人権への対応を考察し、ラオスの一党支配体制下で政治的・市民的権利に対する制限が維持されながらも、人身売買など国境を超えた人権侵害について地域的な協力を進めるための法整備が進みつつことを明らかにする<sup>2</sup>。

近年、国際人権規約、国際連合人権理事会といった国際的な人権保障規範と制度に加えて、地域的な人権保障の枠組みが形成されつつある。東南アジア諸国連合（ASEAN）においても、2007年に採択されたASEAN憲章において人権と基本的自由の促進と保障が定められ、2009年には、人権に関するASEAN政府間委員会（AICHR）が設置され、さらに2012年11月にはASEAN人権宣言が採択されるなど、東南アジアでの地域的な人権保障の規範が形成されつつある<sup>3</sup>。一方で、同宣言には、「人権の実現は、政治的、経済的、法的、社会的、文化的、歴史的、及び宗教的背景を考慮しつつ、地域および国家の文脈において検討されなければならない」と定められており<sup>4</sup>、各国での具体的な人権保障のあり方については、各国の法制度を検討する必要がある。

ラオスでは、1975年12月2日に、現在のラオス人民民主共和国が樹立され、ラオス人民革命党による社会主義型の一党支配体制が現在まで継続している。また、従来、「人権」という用語自体が憲法および法令に規定されず、政府は人権保障に対して積極的な姿勢を示してこなかった。しかし、ラオスは、冷戦終焉後の1997年7月にASEANに加盟し、2004年にはASEAN議長国を務め、ASEANでの人権保障の枠組みにも参加するなど、徐々にだが対応への変化がみられる。

ラオス憲法に関する研究は、1991年憲法、2003年改正憲法、2015年改正憲法に関する解説があり、2015年改正憲法については、地方人民議会の設置が行われた点が指摘されている<sup>5</sup>。しかし、新たに憲法に「人権」という用語が規定されたことに関しては、注目されていない。したがって、本論文では、ラオス憲法に人権の承認と保護が規定されたことを中心に考察する。

#### 1. ラオス人民民主共和国での憲法の変遷と特徴

2015年以前のラオス憲法の変遷をみると、現体制が樹立される以前には、1949年9月14日にラオス王国政府によって制定されたラオス王国憲法が存在していた。しかし、1975年12月2日にラオス人民民主共和国が樹立されると、ラオス王国政府時代に制定された憲法および法律はすべて

廃止され、1991年に新たに憲法が制定されるまでの16年近くにわたって憲法が制定されなかった。1975年から、新たに法整備が開始される1989年までの期間において、ラオスでは、党の決議、国家機関の命令によって国の行政が行われていたとされる<sup>6</sup>。建国初期に憲法が制定されなかった理由について明確に示した資料は確認できないが、法律家とのインタビューによれば、第1に、体制が建設された当初、国内が混乱していて国防を重視しなければならず、党の決議および命令によって外敵から守るための闘争を行う必要があったこと<sup>7</sup>、第2に、法律専門家の数が十分ではなかったことが理由に挙げられている<sup>8</sup>。

ラオスでは、1975年に現体制が樹立されて以降、数年の間は、社会主義国家建設に重点を置いた政策が展開された。しかし、1979年以降に徐々に政策が修正され、1986年11月に開催されたラオス人民革命党の第4回党大会において刷新路線（ネオターン・ピアンペン・マイ）が採択され、市場経済メカニズムの導入と、法整備および行政改革による経済管理制度の改善、外交における西側諸国および中国との関係改善が行われた。それにともなって、外国からの投資を促進するための法整備が進められるようになった。その一方で、1991年3月に開催された第5回党大会では、政治制度改革がテーマとなり、ラオスの政治改革が、「現在の政治体制を他の政治体制に取って替えることを意味するのではなく、人民民主主義政治制度の活動様式の改善である」ことが示された。その姿勢は、憲法の人民討議の方針にも示され、「憲法草案に意見を加えるための職員および人民内における討議に関する党中央書記局の命令」（1990年4月30日）の中では、「資本主義的自由民主主義の問題を提起する者、民主主義を求めるならば複数政党制であるべきである」という問題を提起する者、またはラオス人民革命党による指導を憲法に入れるべきではない、と提起する意見があるときは、適切にこれらを分別しなければならない」ことが指示されていた。人民討議においては、40数名の政府役人と知識人による社会民主クラブと名付けられたグループが、党の指導的役割を定めた条文が複数政党制への可能性を閉ざしてしまう、と主張した。この動きに対して、政府は、1990年10月8日に、科学技術副長官、司法省局長を含む3人の主導的リーダーを逮捕し、1992年11月に14年間の禁固刑を下している<sup>9</sup>。

1991年憲法は<sup>10</sup>、1991年8月14日に最高人民議会で採択され、8月15日に国家主席によって公布された<sup>11</sup>。この憲法は、前文および10の章が置かれ、全80カ条から構成されている。1991年憲法の特徴は、第1に、憲法の中に社会主義の文言が含まれていない点である。憲法起草者によれば、この理由について、「ラオスは低開発国であり、友好国から援助を獲得しなければならないが、諸外国は社会主義を好まない。したがって、社会主義を明言する必要はないと考えた。これは一つの戦略である。」と説明されている<sup>12</sup>。また、同憲法では、ラオス人民革命党が政治制度において指導的役割を有することが定められ（第3条）、国会および国家機構の組織および活動は、民主集中原則に従うことが規定されており（第5条）、社会主義型の政治制度の基本原則が維持されている。その一方で、第2章の経済制度に関する規定では、国家所有、集団所有、個人所有に加えて、国内の資本家の私的所有、ラオスに投資する外国人の所有の保護が定められており（第14条）、経済管理については、国家による調整をともなった市場経済メカニズムに従って実施すると規定するなど（第16条）、憲法上に刷新路線が示された点が特徴である。

その後、1991年憲法は、2003年8月6日に国会で改正が採択され、同年8月28日に国家主席に

より改正憲法が公布された。この2003年改正憲法は<sup>13</sup>、前文および11の章があり、全98カ条から構成されている。経済＝社会制度については、工業化・近代化の促進、地域経済および国際経済との連結性の強化が掲げられた（第13条1項）。また、ラオスにおいて外国人投資家の合法的な資産は、国有化されないことが明記され（第15条2項）、知的財産権を保護することが保護することが定められた（第24条）。経済開発については、ラオスの経済開発は文化＝社会開発と結合し、人的資源開発を重視することが規定された（第21条）。改正作業に関わった国会法務委員会元委員長によれば、改正の意図は、「ラオスの経済を急速に発展させ、世界貿易機関（WTO）やASEAN貿易地域（AFTA）の加盟国としての条件を満たすために、近代的工業化を行う必要があるためである。」と説明されていた<sup>14</sup>。

その一方で、憲法の前文では、祖国の防衛および建設、並びに刷新事業の目標が、社会主義体制へと移行する基礎条件を形成するためであることが明記され（前文）、経済＝社会制度に関する第2章では、市場経済メカニズムに対する国家の調整は、社会主義の方向に従って行われることが規定されるなど（第13条2項）、新たに「社会主義」の文言が憲法上に規定された。さらに、2003年改正憲法では、新たに第3章として国防＝治安の章が設けられ、その中で、国防＝治安は、祖国の独立、主権および領土の防衛、人民の生命および財産の防衛であることに加え、人民民主主義体制の安定および存続の保障に関する国防軍および警察の責務であり、ラオス市民の義務である、と規定されるなど（第31条1項）、グローバル化や市場経済化の深化が政治体制に影響を与えることへの警戒感が窺える。

以上のように、過去のラオス憲法の改正では、体制維持への配慮と国際社会への対応が色濃く反映されていた。

## 2. 2015年憲法改正の背景と要点

2015年改正憲法の起草作業は、2016年1月に開催されたラオス人民革命党第10回党大会の準備作業と並行して行われ、党大会の政治報告、5か年計画および2030年までの開発ビジョンの内容が、事前に憲法に盛り込まれた。したがって、2015年の憲法改正にあたって、どのような政策課題が認識されていたのかを確認するために、第10回党大会の政治報告の内容を確認する<sup>15</sup>。

具体的に政策目標をみると、経済開発については、「持続的な開発の方針に従って国民経済を建設すること」を掲げており、①社会主義を指向した市場経済を建設する。②持続的な開発の方針に従って経済を成長させる。③減農薬農業を発展させる。④商品作物生産を奨励し、定住化によって移動型焼畑を撲滅する。⑤水力発電、農具生産、農林産物および鉱物の加工工業、工業製品部品の生産および輸出、観光産業など優位性を持つ部門での工業化を行う。小規模・中規模企業を促進し、知的経済、グリーン経済を形成する。⑥各地域を発展させて都市化を進める。⑦運送業、文化観光、自然観光、歴史観光を促進する。⑧科学技術分野への投資を行う。⑨天然資源の管理を増大させ、持続的な開発の方針に従い、環境保全への意識を高めるように人々を教育する。⑩地域統合と地域間競争に主体的に参加する。ASEANを結ぶ回廊と鉄道開発を行うことによって、ラオスが地域の地理的中心であるという特徴を拡大し、運送とロジスティクスの分野での競

争力を高めると定めている<sup>16</sup>。また、社会開発については、「人材開発を、新たな時代における祖国の開発のための決定的条件と位置づける」ことを掲げ、教育制度改革を行い、地域的・国際的な水準を満たした、質を伴った人材を開発し、ラオス人が遵法意識を持ち、職業技術を持つように育成することを定めている。さらに、外交政策については、「地域統合、国際統合を主体的に進め、ASEAN経済共同体の形成に積極的に参加する」ことを掲げ、ASEAN経済共同体分野における協力を増大させると共に、ASEAN経済共同体およびWTOにおける競争力を増大させ、経済統合を促進すること、持続的開発目標の実施のために、資金、援助、技術を獲得し、ラオスが加盟した条約の実施に積極的に取り組むことを目標に掲げている。

その一方で、「諸民族人民の団結および和解を増大させる」ことを掲げ、「党の指導下における諸民族人民の団結和解の増大は、国の解放、国防、開発、政治的安定にとって決定的な条件である。外国に居住するラオス同胞が国を愛し、知識、資本を祖国の建設に役立てるために、自発的に祖国に戻る条件を整備する」ことが示された。また、国防政策について、「全人民による国防治安路線の堅持および実施、人民革命武装勢力の強化および近代化」が掲げられている。そこでは、「ラオス市民に対する教育を増大させて、反動勢力による和平演變の策略と体制の破壊を防止し、人民民主主義体制の安寧と存続を確実にし、投資と観光にとって安心感を持たせる」ことが定められている。

「和平演變」とは、アメリカを中心とした「帝国主義」勢力が、軍事力を直接用いずに、民主化や人権、経済の自由化などを鼓舞し、政治、経済、外交、思想などの分野にそれらを浸透させて社会主義諸国を消滅させようとする戦略を指す<sup>17</sup>。つまり、民主化や人権保障を理由とした外国による内政干渉に対する警戒感が示されている。

次に、2015年改正憲法における改正の要点について説明する。2015年改正憲法は、前文および14の章、全119カ条により構成されている。改正により、新たに3つの章（地方人民議会、国家会計検査、国家レベル選挙委員会）、21カ条が追加された。本論文では、国家機構以外の章に焦点をあてて考察する<sup>18</sup>。

前文の改正では、1975年以降の祖国の防衛および建設の戦略的任務の遂行が、ラオス人民革命党の指導の下で行われた点が加筆され、さらに刷新事業の目的が、「人民を裕福かつ幸福にし、祖国を富強にし、民主的で正義が保たれ、かつ文明化し、社会に団結と和解をもたらす」ことであることが追記された。改正により、ラオス人民革命党のこれまでの功績が強調され、刷新路線の目標が経済目標だけに限らず、民主化や社会の安定を目指すものであることが示されたといえる。

第一章の政治制度の条文では、宗教政策について定めた第9条に、「宗教間を分断させるあらゆる行為、並びに人民を分断させるあらゆる行為は、これを禁ずる」という条文が新たに追加された（憲法第9条2項）。さらに、第三章の信仰の自由に関する条文では、「ラオス市民は、宗教を信仰する自由、または宗教を信仰しない自由を有する」と規定されていたが（2003年憲法第43条）、この規定に、「法律に抵触しない宗教を信仰する自由」というように、「法律に抵触しない」という文言が追加された（改正憲法第43条）。司法省での説明によれば、「ラオスでは、これまでも法律に反した宗教活動が行われることがあった。例えば、兵役義務に就くことを拒否するよう

に信徒に説く、日曜日に仕事を行ってはならないと説く、ラオス政府は人々の生活を改善できず、問題がある政府であると説く、反政府のビラをまく、といったことが、4～5年前に実際に行われた。従って、宗教活動を行っても、他の人の活動を批判する、あるいは政府を非難することなく、法律に従って活動を行うことを定めた」と説明されている<sup>19</sup>。

第二章の経済=社会制度では、多くの条文が改正された。国民経済の構成について規定した条文では、「すべての経済部門は、…国家による社会主義の方向に従った調整のもとにおいて、市場経済メカニズムに従って活動」する、と規定されていたが(2003年憲法第13条2項)、改正後は、「国民経済は、社会主義を指向する市場経済」であるという表現にまとめられた(改正憲法第13条)。また、新たに知的経済の奨励、社会および環境の持続的開発という文言が条文に加えられた(改正憲法第13条)。憲法改正作業に関与した国会法務委員会前委員長によれば、「社会主義を指向する市場経済という文言を規定した理由は、ラオスは、社会主義の理想を放棄したわけではなく、将来に向けて徐々に実現することを目指して進んでいく方針を示している。一方で、資本主義経済を否定するわけではなく、ラオスの状況に適合するように、資本主義経済を選択的に適用していくことである。」と説明されている<sup>20</sup>。

所有権に関する条文では、改正前は「土地に関しては、国民全体の所有」であると定めていたが(2003年憲法第17条)、改正後は、「土地、鉱物、水、大気、森林、非木材林産物、水生生物、野生動物、およびその他の天然資源は、国民全体の所有に帰属する」という規定に変更された(改正憲法第17条2項)。また、環境および資源の保護について、従来は、団体および市民による環境および天然資源の保護の責任が規定されているのみであったが(2003年憲法第19条)、改正後は、国家が、天然資源を保護し、破壊された環境を回復し、持続的な開発を奨励する責務を負うことが新たに規定され、団体および市民は、持続的に天然資源を利用する責務を負うことが規定された(改正憲法第19条1項、2項)。開発政策についても、新たに「環境開発と結合した経済開発を重視する」ことが追加された(改正憲法第21条)。国会法務委員会前委員長によれば、「ラオスでは、現在に至るまでに森林が多く破壊されてしまい、すでに危機的な状況に達していることが認識されたことから、環境を維持するために森林の回復に力を入れる必要が生じた。グリーンな開発を行い、持続的な開発が求められているからである。」と説明されている<sup>21</sup>。

教育に関する規定については、職業技術を習得させることが、新たに規定された(改正憲法第22条1項)。国会法務委員会前委員長によれば、「ラオスでは、学生が大学を卒業しても就職先がない、という問題が生じていた。また、学生が選択希望する科目も、経営学や法学などに偏っていて、卒業した後に就職できないことが多かった。したがって、卒業後の失業をなくすために職業技術を習得することを奨励することになった」と説明されている<sup>22</sup>。

また、観光政策について、改正前は「国家および社会は、文化観光、歴史観光および自然観光を奨励」すると定めていたが(2003年憲法第30条1項)、新たに、「特色を持った観光産業へと発展させ、国の重要な経済部門とする」ことが追加された(改正憲法第30条)。国会法務委員会前委員長によれば、「ラオスでは、観光を産業として発展させることを重視している。外国でも、シンガポールなどは観光から多くの収入を獲得している。ラオスにも多くの観光地があるが、宣伝を行い、ガイドを育成するなど観光産業として発展させることによって収入をもたらすことが

できるため規定した。」と説明されている<sup>23</sup>。

第三章の国防＝治安に関する規定では、軍および警察の強化に関する規定に、新たに「自然災害への対応、防止および解決に参加しなければならない。」という文言が追加された（改正憲法第32条1項）。国会法務委員会前委員長によれば、「自然災害が発生したときには、国境を越えて支援を行うことが必要であり、自然災害での救援活動も軍と警察の職務であることを規定した。ASEAN共同体でも、災害救助に関する加盟国間の協力が高まっているからである。」と説明していた<sup>24</sup>。

以上から、2015年改正憲法は、国連の課題である持続的開発を経済発展の目標として取り入れ、環境保護に配慮した開発を促進するとともに、観光産業の育成と強化、ASEAN諸国との協力強化に配慮した改正が行われたことを特徴としている。

### 3. 2015年改正憲法にみる人権規定

2015年の憲法改正では、前述の改正点に加えて、第四章の「市民の基本的権利および義務」における条文改正において、「人権」という用語がラオスの憲法上にはじめて規定された点が特徴である。改正前は、「ラオス市民は、法律の定めるところに従い、ラオス国籍を有する者である。」（2003年憲法第34条）とのみ定めていたが、新たに、2項として、「国家は、法律に従い、人権および市民の基本的権利を認識し、尊重し、保護し、かつ保障する。」という規定が追加された（改正憲法第34条2項）。

しかし、重要な改正であるにも関わらず、改正理由は文書で明確に説明されていない。憲法改正に関する提案書でも、「第34条では、権利（原文通り－筆者補足）の承認、尊重、保護、保障を増大させた。」と書かれているのみである<sup>25</sup>。

司法省での説明によれば、「従来からラオスの憲法および法律の中には、市民の基本的権利および義務に関する規定があり、ラオスはそれで充分である、と考えられていた。しかし、ラオスが国際機関に関わるようになり、国際社会では人権という概念が重視されていることがわかった。また、人権の内容を検討した結果、多くがラオスでもすでに保護されている権利であることを知って、進んで承認するようになった。国会に設置された憲法改正委員会の内部で検討された結果、人権という用語が改正憲法に定められた。」と説明されている<sup>26</sup>。

国会法務委員会での説明によれば、「憲法に人権に関する規定を置いた理由は、ラオス政府が人権を重視していることを示すための戦略である。これまで、西側諸国は、ラオスでは人権が保障されていない、と批判してきた。しかし、憲法に明記すれば、誰からも批判を受けることはない。憲法に人権を規定したのは、党の方針に従ったものである。ラオスでは人権が保障されているにも関わらず、特にEUやアメリカがこの問題を提起して批判を行ってきた。憲法に人権規定を設けることは、すでに長く検討されてきた。ラオスでは、外務省が中心となって国際人権条約に加盟することを以前から検討しており、その結果、2009年になって国際人権規約に加盟した。そして、様々な国際条約に加盟したことを基礎として、憲法に人権規定を設けた。外国から疑いが向けられるような事項については、憲法に明記した方が良い、という考えであった。この規定につ

いては、ベトナム憲法を参照し、ベトナム憲法においても、人権に関する規定が設けられていることから、ラオス憲法でも採用した」と説明されている<sup>27</sup>。

さらに、国会法務委員会前委員長によれば、「2015年憲法に人権の承認および保護を規定した理由は、人権に関する規定を設けるべきである、という要望が高まったからである。諸外国は、ラオスでは人権が保護されていない、という批判を行っている。特に、アメリカにいる現在の体制をよく思わない人々が批判を繰り返してきたことから、ラオス政府の判断で憲法に人権を規定した。また、ラオス政府が人権に関する様々な条約、国連人権宣言の内容を検討した結果、従来のラオスの憲法規定でも市民の基本的権利および義務を規定していることから、従来の規定に人権を追加で規定した。」と説明されている<sup>28</sup>。

アメリカにいる現体制の批判者とは、ラオス内戦期にアメリカに協力して革命側と闘い、1975年の現体制の成立時に海外に亡命した者たちを指すと考える。例えば、国連では、加盟国に対し、各国の人権状況について国連に報告する「普遍的・定期的レビュー (the Universal Periodic Review; UPR)」を実施しており、ラオスは、2010年に第1回目、2015年に第2回目の報告を行っているが、その際にアメリカから参加したNGOの中に、元ラオス王国政府のグループの関係者も参加しており、ラオス政府の報告に対して批判を行ったとされる<sup>29</sup>。

以上の情報から、ラオス政府がこの規定を置いた理由は、アメリカをはじめとする国際社会からラオスに対する人権批判に対応するためであり、同時に、ラオスがすでに様々な国際人権条約への加盟を果たしたという実績を踏まえて、憲法に人権保障を明記することに問題はない、と党上層部が判断した結果であることが窺える。

#### 4 ラオス政府の人権に対する認識

ラオス政府は、従来、人権に関する理解を明確にしていなかったが、2011年に「ラオスにおける人権に対する党・国家の政策路線の見解と実施」という文書を発行し、人権に対する党の見解を明示した。この文書から党の人権に対する認識を確認すると、3つの特徴を指摘することができる<sup>30</sup>。

第1に、人権保障は、党の指導の下で憲法および法律の範囲内でのみ認められる、という考え方である。引用すると、「人権は、プロレタリア階級の闘争およびマルクス＝レーニン主義を信奉する党による指導と結合したものでなければならない。」「人権を求める闘争は、いかなる時も、プロレタリア階級による闘争と結合し、資本主義に抵抗し、勤労者と人民が自由を獲得するために、彼らを解放しなければならない。」と述べている。また、「党员の中にも、人権の問題は、個人の業務、政府の業務、または国際社会の業務であり、国が法律および憲法で定めた範囲を超えて様々な権利を要求することである、という誤った見解を示すものがあるが、これは党の見解およびマルクス＝レーニン主義の見解に反するものであり、人権の問題は、革命の各時期における党の政治的役割および政府の法律と結合し、人民に自由および正義を与える闘争に属さなければならない。」と述べている<sup>31</sup>。この見解から、人権保障を理由とする体制および政策批判を行うことは認められず、権利の主張は、憲法および法律が認める範囲内においてのみ認められる、と

いう考えが示されているといえる。

第2に、人権を他国が内政干渉を行うための道具とすることを認めない、という考え方である。引用すると、『人権は、人類のすべての人の生命に関する重要な問題であり、どの国の政府であっても支配階層が公然と人権を侵害することは、その政府の政治的誤りである』とする考え方は、敵対勢力および反動勢力が革命に抵抗し、自らの国民の発展を妨害する目的のために、これを濫用しかねない。』、「国家は、他の国の内政に干渉すべきではないにもかかわらず、多くの国家は、経済的な利益のために他国を侵略する根拠として、あるいは、他国の政府を崩壊させる根拠として人権問題を濫用してきた。」と述べている<sup>32</sup>。この見解からは、人権を「和平演変」の道具とすることへの警戒感が窺える。

第3に、具体的な人権保障については、各国の経済発展レベルと実情に合わせて行うべきである、という考え方である。引用すると、「(ラオスの一筆者補足) 国の法律、党大会の決議、会議の報告などの資料に基づけば、人の権利の承認および解決について、人権の統一的、総体的および特定の原則に対して同意できるものである。一方で、人権の個別的側面については、各国の人権は、異なった習慣、経済発展、文化および社会などの特徴に基づき、それぞれの特徴を持っており、各国において具体的な保障のレベルがあり、各国の実情と人々の要望に適合したものでなければならない。』、「(人権について一筆者補足) 一面的に普遍的な側面を重視し、各国の異なったレベルを考慮しないときは、知らないうちに強制的な圧力を受ける状況へと陥り、他国からのあからさまで暴力的な内政干渉を受けることになりかねない」としている<sup>33</sup>。この見解からは、人権の普遍性を否定し、各国ごとに対応すべき内政問題である、ととらえる思考がみられる。

上記のラオス政府の見解をみると、ラオス政府の人権理解は、かつて1990年代に主張された「アジア的人権論」でみられたような、保守的な人権理解であるといえる<sup>34</sup>。

## 5. 国際人権保護団体の報告書にみるラオスの人権問題の変遷

先に述べた通り、ラオス政府が人権を承認した背景には、ラオスがアメリカなど、西側諸国から人権問題に関する批判を受けてきたことがある。本項では、国際的な人権NGOであるアムネスティー・インターナショナルによる1975年から2015年までの年次報告書に基づいて、ラオスの人権問題がどのように取り上げられてきたのか、その変遷を考察する<sup>35</sup>。

### (1) 【人身の不可侵】元ラオス王国政府職員の再教育キャンプへの収容(1975年～1988年)

ラオスでは、1975年4月に、カンボジア、ベトナムで革命勢力側が政権を樹立した動向に連動して、1975年5月から革命勢力による各地での武装蜂起と権力の奪取が開始された。その過程で、元ラオス王国政府の各省庁の役人、元軍人が、ポンサーリー県、ホアパン県、アツプー県に設置された再教育キャンプに送られた。

再教育キャンプに送られる際には、訴訟手続き、裁判などが行われず、収容される期間も明確でないまま送られた。その数は、行政官で10,000人から15,000人、全部で40,000人から50,000人ともされている。再教育キャンプに送られた人の中には、1977年3月に逮捕され収容されたシーサ



ヴァン・ヴァッタナー元国王とその家族、1979年8月には当時の農林大臣など、党内の反ベトナム派も含まれるようになった。

1979年になると、下級の公務員などが徐々に釈放されてヴィエンチャンに戻り始め、1980年、1981年に300人以上が釈放された。1984年になると、キャンプの統合が行われるようになり、収容者が外部の家族と連絡を取り、家族が訪問することも認められるようになった。1986年になると多くの人が釈放されるようになり、1988年11月に、一部の犯罪者を除いて釈放され、大半の再教育キャンプは閉鎖された。

## (2) 【思想の自由】 社会主義体制の動揺にともなう体制への反対運動 (1989年～1993年)

1989年になると、タイからラオスに侵入した反政府グループの活動、反体制運動が活発になった。ポーリーカムサイ県では、12人の反体制活動家が指導者の名誉棄損となる宣伝を行ったことで逮捕された。1992年にも、8人がルアンナムター県で外国人と協力して地下組織を組織し、活動を行った罪で逮捕され、8年から10年の禁固刑の判決を言い渡された。

ラオスでは、1990年6月に憲法草案を発表したが、10月8日にトーンスック科学技術副長官、ラーッサミー元副大臣、フェーン司法省元高官が、複数政党制を主張する「社会民主主義クラブ」に関与し、複数政党制を主張するビラを配布した疑いで逮捕された。1992年11月に、3人に対して禁固14年が言い渡された。その後、2004年10月に刑期を終えて、フランスに移住した。

## (3) 【信仰の自由】 キリスト教徒の布教活動・信仰活動に対する弾圧 (1996年～2011年)

1990年代に入り、1994年にメコン河に架かる第1友好橋が完成し、1995年にラオス国内での移動の自由が認められ、外国人がラオスを訪問することが容易になった。

1996年3月に軍営会社の職員がキリスト教に改宗し、外国人と連絡を取ったことを理由に7年間の禁固刑が言い渡された。1998年1月に、外国のキリスト教団体が関連するキリスト教布教・信仰活動に参加していたラオス人39人、アメリカ人3人、フランス人1人、タイ人1人が逮捕され、外国人は国外退去、ラオス人は逮捕され、その後釈放される事件が生じた。1999年1月から7月には、30人以上のキリスト教徒が、サヴァンナケート県、アッタプー県、チャムパーサク県、シエンクアーン県、ルアンパバーン県で逮捕され、2000年にも10数人のキリスト教徒が逮捕された。2005年にもイースターの行事に参加していた村人11人が逮捕され、2008年7月から9月に90人以上のキリスト教徒が逮捕された。2010年1月にはサーラヴァン県で警察によってキリスト教徒数十人が改宗を迫られる事件が生じ、2011年には許可なくクリスマスの儀式を行った牧師が逮捕された。

## (4) 【思想・集会の自由】 アジア通貨危機後の反政府活動 (1999年～2001年)

1997年にアジア通貨危機が発生すると、ラオスでも通貨価値が大きく下落するなど、経済状況が悪化した。また、2000年には、EU-ASEANの大臣級会議が行われるなど、ヨーロッパ諸国との交流が拡大した。

1999年10月に、トーンパースト、カムプーヴィエン、セーンアールン、ブアヴァンを含む50人

以上の人々が、「Lao Students Movement for Democracy of 26 October 1999」という宣伝文書を作成し、人権の尊重、政治的収監者の釈放、複数政党制による選挙を求め、反政府の主張を行ったことを理由に逮捕された。トーンパスート、カムプーヴィエン、セーンアールンは、10年（または20年）の禁固刑を言い渡された。カムプーヴィエンは、2001年9月に、拷問を受けたことが原因で受刑中に死亡したとされる。2000年11月には、チャムパーサク県で約300人による民主主義を要求するデモが生じ、15名が逮捕された。2001年11月に、ヨーロッパ議会のメンバーを含む5人の外国人が、1999年10月26日のデモを称えるアピールを行って逮捕され、反政府宣伝活動で有罪の判決を受けて、国外退去になった。

#### (5) 【死刑制度】 麻薬取引に関与した被告人に対する死刑判決（2001年～現在）

2001年4月に刑法の規定が改正され、500g以上のヘロイン、10kg以上のアンフェタミンを製造し、または販売した者に対する刑罰に死刑が適用されることになった。少なくとも、2003年に27人、2004年に7人、2005年に26人、2008年に2人が麻薬の所持・取引に関する罪により死刑宣告を受けた。

#### (6) 【人種差別】 モン族の武装勢力による紛争と難民（2003年～2007年）

2003年1月に、オーストラリア人ジャーナリストがモン族反政府グループを訪問し、モン族反政府グループの存在と活動が明らかになった。同年6月には、シエンクアーン県で、反政府グループを訪問したヨーロッパ人ジャーナリスト2人とアメリカ人通訳1人、ドライバーとガイドを務めたパー・フー・カンとターオ・ムアが逮捕され、15年の禁固刑を宣告された。外国人は外国からの要求により国外退去となり、ラオス人は収監された。2004年5月には、モン族の子供たちが、ラオス軍兵士に殺害されたとされる。2005年6月には、シエンクアーン県でモン族グループ（女性、子供を含む）が投降するようになった。現場にいた2人のアメリカ人とモン族を支援するアメリカ国籍のモン族が逮捕され、国外退去になった。2005年末までに、数百人のモン族がタイに避難した。2007年後半には紛争は減少した。

#### (7) 【難民の保護】 タイに避難したモン族のラオスへの強制帰還（2007年～2012年）

2004年、2005年に紛争に関与したモン族がタイに避難し、2007年までに8,000人以上がタイの非公式の難民キャンプに居住していた。2007年9月に、タイ政府とラオス政府が、難民キャンプにいるすべてのモン族をラオスに帰還させることで合意した。2009年12月に、約4,500人のモン族が強制的にラオスに帰還させられ、ボーリーカムサイ県、ヴィエンチャン県に入居させられた。

#### (8) 【居住の権利】 大規模開発（ダム開発など）にともなう権利侵害（2004年～現在）

世界銀行が支援するナムトゥン第2ダムの建設に、フランスも投資を行うことに合意したことで建設の実現性が高まった。プロジェクトは、国際的な環境団体と人権団体から非難を受けている。ダム建設による移住者は、6,000人にのぼるとみられているが、移住する人々への補償が不十分であるとの指摘がなされている。2005年に世界銀行から最終的な承認が行われた。2008年に

は、7つの大型ダムと開発プロジェクトの影響で、少数民族の人々を含む数千人の人々が移住に直面していることが報告され、65のダムプロジェクトが準備されていることが報告された。2014年時点では、メコン河本流にサイニャブーリーダムをはじめとする8つのダム建設が計画されている<sup>36</sup>。

#### (9) 【拉致問題】社会活動家の拉致・失踪問題（2012年～現在）

2012年12月15日に、教育と持続的開発の促進運動を行ってきた社会活動家であるソムバット・ソムポーンが、警察に制止させられた後に拉致されて行方不明になった。ソムバット・ソムポーンは、1996年にParticipatory Development Training Center (PADETC) を設立し、地域開発に関するトレーニングなどの活動を実施し、2005年には、マグサイサイ賞を受賞している人物である。

#### (10) 【表現の自由】メディア、ソーシャルネットワークへの規制（2012年～現在）

2012年1月に、情報文化省は、土地の横領、汚職に関する苦情を扱って人気があった視聴者参加型のラジオ番組（Talk of the News）の番組放送を中止した。2014年6月には、ルアンパバーンの地方行政機関が中国投資家に与えた土地コンセッションの内容をフェイスブックに掲示した地方行政職員が逮捕され、8月に釈放された。同年10月には、ラオス系ポーランド人が、フェイスブックに党への批判を掲載したことにより、4年半の禁固刑が言い渡された。

### 6. ラオス政府の人権条約への加盟と国際協力

人権NGOの報告書にみられるように、ラオスは国際機関や外国から人権問題に関する指摘を受けてきた。司法省によれば、「1990年から、スウェーデン、ノルウェーなどの北欧諸国、EU、アメリカが、ラオスの人権問題を大きく指摘し、同時に人権問題解決に関する支援を行ってきた。また、アメリカが人権問題として改善するように強く主張を行ってきたのは、宗教問題である。信仰の自由を認めるべきである、と主張している。EUは、人権問題全般について主張をしてきたが、特に、社会活動家のソムバット・ソムポーンの拉致・行方不明問題について改善を要求してきた。北欧諸国も、人権問題全般について主張をしてきたが、特に、児童の権利保護、女性の権利保護、少数民族の権利保護について改善を主張してきた。」とされる<sup>37</sup>。

このような批判の中で、ラオス政府は、国際的な人権関連条約への加盟も進めてきた。ラオス外務省における説明によれば、「従来、政府は、市民の基本的権利および義務という枠組みで権利保護をとらえており、人権の保護が充分になされている、とみなしてきたが、外国にラオス政府が人権保護を行っていることを承認させるために、人権という概念の承認を検討するようになり、2000年になって、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」や「市民的および政治的権利に関する国際規約」への加盟を準備するようになった。」と説明されている<sup>38</sup>。

2016年の時点で、ラオス政府が批准している人権関連条約は、35の条約にのぼるが、その中で、①市民的および政治的権利に関する国際規約（2000年12月7日署名、2009年12月25日加盟）、②経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（2000年12月7日署名、2007年5月13日加盟）、

③あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（1974年2月22日加盟）、④女性差別撤廃条約（1980年7月17日署名、1981年8月14日加盟）、⑤児童の権利に関する条約（1991年5月8日加盟）、⑥児童の売買、児童買春および児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書（2006年10月20日加盟）、⑦武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書（2006年10月20日加盟）、⑧国連障害者の権利条約（2008年1月15日署名、2009年10月25日加盟）、⑨拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰に関する条約（2010年署名）への対応を重点的に行っているとされる<sup>39</sup>。その他に、2008年には、拉致防止条約に署名し、批准の準備が進められている。また、移動労働者と家族の権利保障に関する条約（CMW）について加盟することが可能か、検討が行われている<sup>40</sup>。

ラオスの条約加盟を促進する国際的な支援は、国連開発計画（UNDP）がフィンランドとヨーロッパ連合（EU）から資金を得て、「外務省に対する国際法プロジェクト」を実施した。①第1期（2001年～2005年）は、国際的な法的文書に関して、交渉し、調印し、批准し、実施を監督する能力形成のための支援が行われた。②第2期（2005年～2008年）は、国内法との整合性、条約の実施、国際的な報告義務に関する支援が行われた。③第3期（2009年～2012年）は、国際条約および人権分野の義務を実施するための能力形成を促進することにより、ラオスが国際的な法制度に参加することを強化するための支援が行われた。外務省によれば、「このプロジェクトの枠組みを使って、2009年に市民的および政治的権利に関する国際規約に関するセミナーを開催し、2012年には拷問禁止条約に関するセミナーを開催するなど、専門家を招聘して意見交換を行った。」とされる。このプロジェクトは、2013年に終了している<sup>41</sup>。

二国間の枠組みでは、ラオス政府は、オーストラリア、EUとの間で、相互に人権を奨励し、保護する上での教訓と経験について意見交換し、人権業務に関する技術的な側面について相互理解と協力促進を行うために、人権に関する対話（human rights dialog）を実施している。オーストラリアとの間では、2年に1回、EUとの間では、毎年、対話を行っている。アメリカに対しても人権に関する情報提供を行っている<sup>42</sup>。

人権に関する地域協力については、ラオス政府は、2007年のASEAN政府間人権委員会の設立に参加し、ASEAN女性と児童の権利の促進および保護に関する委員会、ASEAN女性委員会、ASEAN移動労働者の権利保護委員会において活動に参加した。また、2012年のASEAN人権宣言、女性に対する暴力の廃止に関するASEAN宣言、児童に対する暴力の廃止に関するASEAN宣言の形成に参加し、ASEANの移動労働者の権利保護に関するASEAN宣言、人身取引防止に関するASEAN条約に参加した。また、2014年末に、ラオスはASEAN諸国における人権に関する法律の比較に関するセミナーを主催し、人権に関する国際的義務の実施について地域内各国の経験について交流を行っている<sup>43</sup>。

以上にみられるように、2000年代以降に、ラオスの条約加盟に対する法整備支援が実施され、2000年代後半になって、ASEANの人権枠組みにも関わるようになるなど、ラオス政府が人権について対応する場面が増加したといえる。

## 7. ラオス政府が定めた人権に対応する法規定

次に、ラオス政府が、人権に対応した法整備をどのように進めているのかを検討する。人権に関する国際条約への加盟が進むにつれて、ラオス政府は、国内での実施が義務として求められていくことになる。2012年に制定された「法律制定に関する法律」では<sup>44</sup>、「効力を有する法律または新たに制定する法令の条項が、ラオスが加盟した条約または国際協定の関連する条項に適合しないときは、条約または国際協定の条項に従って実施し、抵触している法令を迅速に改正または修正しなければならない。」と規定しており（第9条1項）、条約に定められた国際的な義務を国内法の規定に盛り込むことを義務付けている。

本節では、①プロジェクト対象者の居住に関する権利、②死刑制度、③宗教または信仰の自由、④言論、執筆、集会、結社の自由、⑤民族の権利、⑥人身取引防止、の6つの分野を事例に、どのような国内法が整備されているのかを考察する<sup>45</sup>。

### （1）プロジェクト対象者の居住に関する権利

ラオスでは、特に2000年代後半になって大規模なダム開発プロジェクトや、外国企業による広大な土地の事業委託（コンセッション）を利用したゴム植林プロジェクトなどが展開されるようになった。このような開発プロジェクトの影響を受ける人々の権利保障について、2005年に「開発プロジェクトによる補償および人民の移住に関する首相令第192号」が公布された<sup>46</sup>。この法令では、「開発プロジェクト地に生活し、または生業を営む人若しくは法人は、…移住および生活回復に関して損害賠償または扶助を受ける権利を有する。」ことが定められている（第5条1項）<sup>47</sup>。また、「プロジェクトにより移住しなければならない者、またはプロジェクトの影響により収入を失い、生活状況が悪化した者は、安定した収入および生活条件が得られるまでの間に扶助を得ることができる。」ことが定められている（第7条）<sup>48</sup>。そして、プロジェクト実施者が負う義務について、「プロジェクト実施者は、プロジェクトにより影響を受ける人民に対し、立案、土地収用の実施、地価の算定、移住の期間について情報を提供し、十分に協議する機会を与えなければならない。」と定められている（第12条1項）。さらに、「人民の移住が大規模で、多大な影響があるプロジェクトのときは、プロジェクト実施者は、経験があり、独立した検査機関と契約し、人民の移住および生活回復について監督させなければならない。」と定められている（第16条第2項）。

このように、法令では、プロジェクトに関する情報公開や、事前に移住対象者が意見を述べる機会が与えられているが、国際機関が関係している事業でも、環境アセスメントの情報が公開されない、住民が意見を述べる機会が設けられていない、住民に対して適切な補償を実施していない、などの問題点が指摘されている<sup>49</sup>。

### （2）死刑制度

アムネスティー・インターナショナルの報告書では、ラオスの人権問題として、死刑制度が取り上げられていた。法令を確認すると、ラオスの刑法では<sup>50</sup>、常習的殺人、計画的殺人、残忍な

殺人、職務中の公務員に対する殺人、複数者の殺人、妊婦に対する殺人、他の犯罪を隠蔽するための殺人などの場合における殺人事件（第88条2項）、強姦致死の場合（第128条4項）、人身取引の被害者が、生涯にわたり身体障害者になった場合、エイズに感染した場合、並びに死亡した場合（第134条5項）、500g以上のヘロイン、コカインを製造し、販売し、所持し、または国内に持ち込んだ場合（第146条2項4号）など、凶悪犯罪に対する刑罰として死刑制度が維持されている<sup>51</sup>。しかし、ラオス政府の報告では、1989年以降、死刑は執行されていないと報告されている。また、ラオス政府は、刑法典を起草しており、政治的および市民的権利に関する国際規約第6条に適合するように、死刑に該当する刑罰について見直しを検討しているとされる<sup>52</sup>。

### （3）宗教および信仰の自由

宗教および信仰の自由については、2015年改正憲法において規定の変化があったことをすでに指摘したが、さらに下位法令をみると、「ラオスにおける宗教活動の管理および保護に関する首相令第92号（2002年）」が公布されている<sup>53</sup>。条文をみると、ラオスで活動する宗教団体は、ラオス国家建設戦線に登録しなければならず（第7条）、宗教組織のメンバー、聖職者、宗教指導者は、メンバー表に登録されなければならないことが定められている（第6条）。また、「外国から地位または称号を与えられる各宗教の僧侶、見習い僧、聖職者、修道女、司祭、信徒またはメンバーは、ラオス国家建設戦線中央委員会から承認を得なければならない」と定められている（第9条）。このように、宗教団体とそのメンバーは、監督機関であるラオス国家建設戦線に登録することが義務付けられている。

さらに、「あらゆる宗教のラオス人信徒または個人による集会は、ラオス国家建設戦線村レベル、村長、ラオス国家建設戦線郡レベル、または郡長から承認を得たときに限り、その村または郡において、信仰に関する伝道または布教活動を行う権利を有する。」と定められている（第12条）。また、「ラオスにおけるあらゆる宗教の信徒が、国家の機密を国内または国外に居住する者に漏洩したとき、ラオス人民民主主義体制に反対する活動を行ったとき、社会的混乱を引き起こす目的で民族グループまたは宗教グループの分裂を引き起こしたときは、ラオスの法令に従って処罰する。」と規定し（第13条）、さらに、「ラオスの信徒が、事実を歪曲し、国の進歩を中傷し、または市民による祖国に対する生産若しくは義務を妨害する本、文書または写真を出版し、または所持すること禁ずる。」と規定されている（第14条2項）。

以上の規定から、宗教活動による集会は監督機関から許可を得なければならず、体制批判につながるような活動を行わないように強く警戒していることが窺える<sup>54</sup>。

### （4）言論、執筆、集会、結社に関する自由

2015年改正憲法では、「ラオス市民は、法律に抵触しない限りにおいて、言論、執筆、集会、結社および示威行為を行う自由を有する。」ことが定められている（第44条）。この条文は、1991年憲法から改正が行われていない。

関連する下位法令には、マスメディア法、出版法、労働組合法、協会に関する首相令、財団に関する首相令、NGOに関する首相令、インターネットを経由する情報の管理に関する首相令が

ある。例えば、マスメディア法は、2008年に採択された<sup>55</sup>。この法律で規定されているマスメディアの位置づけをみると、「マスメディアは、印刷物、電子情報、マスメディア製品からなる情報フォーラムであり、党の路線および国家の法令を普及宣伝し、愛国心を動員し、社会に対して政治、経済、科学に関する情報を提供することにより、党組織、国家機関および社会団体の拡声器としての役割を果たす。」と定められている（第2条）。この規定から、マスメディアは、市民の声としての役割ではなく、党の政策実施に奉仕する機関として位置づけられていることが窺える。

その一方で、「国家は、国内および外国の組織および個人が、マスメディアの発展に貢献することを奨励する。」と規定しており（第4条）、さらに、政府は、外国のマスメディア機関がラオスに駐在する、または外国のマスメディア機関の代表事務所をラオスに設置することを許可する、と定めている（第41条1項）。つまり、民間のマスメディア会社を設立すること、並びに外国のマスメディア機関がラオスで活動することが認められるようになっている<sup>56</sup>。

インターネットについては、「インターネットを経由する情報の管理に関する首相令第327号（2014年）」が公布されている<sup>57</sup>。この首相令が公布された目的は、「国の存続および社会の安寧秩序を確保し、サービス提供者、サービス利用者および社会の名誉および正当な権利を保護し、祖国の防衛および建設に貢献させるために、インターネットを経由する情報の管理に関する原則、規則および対策を定める。」と規定している（第1条）。この内容から、マスメディアと同様に、この法令の目的が、サービス提供者や利用者の権利保護に加えて、サービス提供者と利用者を体制の建設と政策実施に動員するためであることが窺える。

法令で定められているインターネットによって公開することが認められない内容は、①ラオス人民革命党および政府に抵抗し、またはラオス人民民主共和国の平和、独立、主権、統一および繁栄を破壊するように、国内の人々および外国に居住する人々をいつわり、信じさせること、②テロ活動、殺人、社会の混乱を引き起こす活動を煽動すること、③民族または国民の間の分裂を引き起こすための宣伝を行うこと、④ポルノ画像または国民の美しき伝統を破壊する画像を公開すること、⑤国および軍事に関する機密を公開すること、⑥他人の名誉およびプライバシーを損なわせる目的で不適切な情報を公開すること、⑦利益のために本人の承認を受けずに他人または他の団体の名前を使用すること、が挙げられている（第10条）。この規定からも、プライバシーなど個人情報の保護を目的とする一方で、インターネットを利用した体制批判や民族対立の煽動を警戒していることが窺える。規定に違反した個人、法人または団体は、注意、講習、懲戒、罰金、民事賠償または刑事罰を受ける（第26条）。

結社の自由に関する分野については、「協会に関する首相令第115号（2009年）」が公布されている<sup>58</sup>。条文の内容を確認すると、「協会とは、自発的に設置され、定期的に、収益を目的とせず、メンバーおよび共同体の正当な権利および利益のために活動する社会団体である。」と定められている（第2条）。協会を設立するためには、設立者が申請書類を準備し、県知事または行政公務員管理庁長官に提出し、関係省庁からの同意に基づいて、仮許可書の交付を受け、協会の規則が設立許可機関から承認されて、正式に設立が認められる、と定められている（第12条）。設立許可機関として定められているのは、政府、行政公務員管理庁（現在の内務省）、関係省庁および県行政機関である（第50条）。このように、協会の設置については、政府レベルでの承認が必

要になる。

活動の禁止事項については、①憲法および法令に反する活動、②国の存続、社会の安寧と秩序、他人の自由、または美しき文化に危険をもたらす活動、③国、集団および個人の利益に損害を与える活動、④国民、地方、民族の団結を分裂させる活動、であると規定されている（第20条）。この規定からは、政治活動は禁止されていないように見えるが、別の条文では、「協会が、教育、保健、科学技術、スポーツおよび環境の分野で活動することを奨励する。」という規定が定められており（第48条4号）、間接的にはあるが、政治分野の活動が認められていないといえる<sup>59</sup>。

## （5）民族の平等

ラオスの法令において、民族に関する権利は、憲法に包括的に定められているのみである。これによれば、「国家は、各民族間の団結および平等を促す政策を実施する。すべての民族は、民族および国の美しき伝統的習慣および文化を保護し、拡大する権利を有する。民族間を分断させるあらゆる行為、並びに民族間の差別をもたらすあらゆる振舞いは、これを禁ずる。」と定めている（第8条1項）。刑法においては、「民族融和を破壊する目的で民族間または階層間において分断または対立を引き起こしたものは、1年から5年の禁固刑および500,000キープから10,000,000キープの罰金刑に処する。」と定められている（刑法第66条）。ラオスでは、かつて内戦期に、アメリカの支援を得たモン族の軍人（ヴァンパーオ）を中心とする特殊部隊がラオス王国政府軍の中心的な部隊として戦闘を行い、戦後、アメリカに亡命した後も、現体制に対する反体制活動を繰り返してきた経緯がある。刑法の定めのように重い刑罰を科しているのは、このような民族の分断に関する行為が、反体制活動につながることに對する強い警戒感があると考えられる。

その他に、憲法には、社会政策として、少数民族に配慮を行う規定がある。「国家は、すべての民族の経済=社会活動を拡大し、経済=社会レベルを向上させるために、あらゆる対策を講ずる。」と定めている（第8条2項）。憲法上において具体的な政策として示されているのが教育政策である。教育政策については、「国家および全社会は、国民教育が質をともなうように積極的に開発し、遠隔地に居住する人民、民族、女性、児童、機会に恵まれない者、並びに身体障害者をはじめとする、すべての人民が教育を受けることができる機会および条件を整備する。」と定めている（第22条2項）。

民族の差別の禁止については、憲法の市民の基本的権利および義務の章において、「すべてのラオス市民は、性別、社会的地位、教育レベル、信教および民族による差別を受けることなく、法律の下において平等の権利を享受する。」ことが定められている（第35条）。刑法においても、「民族を理由に、人を分離し、差別し、参加を制限し、または選択的な実施を行ったものは、1年から3年の禁固刑および1,000,000キープから3,000,000キープの罰金刑に処する。」ことが定められている（第176条）。

## （6）人身取引防止

最後に、ASEANで協力が進みつつある人身取引防止に関する法令の整備をみると、関連法令は、



女性の発展および保護に関する法律，児童の権利および利益の保護に関する法律，人身取引防止法が制定されている。

2015年12月に採択された「人身取引防止法」の条文をみると<sup>60</sup>，第6章に人身取引防止に関する国際協力が定められている。この中では，「人身取引の問題解決のためのラオス人民民主共和国の関係機関と外国の関係機関の業務調整は，ラオスが加盟した条約および国際協定の定めに従って実施する。」ことが規定されている（第51条2項）。また，「ラオス人民民主共和国が該当する条約または国際協定に加盟をしていないときは，相互援助の原則に従って協力を実施する。ただし，ラオス人民民主共和国の憲法または法律に抵触してはならない。」と定めている（第51条3項）。

さらに，被害者の帰国と保護に関する協力について，ラオス政府は，①人身取引による被害者の保護および支援に関して，ラオスの関係機関が外国の関係機関と協力するための条件を整備する。②法律，ならびにラオスが加盟している条約および国際協定の定めに従い，外国で被害にあったラオス市民の帰国に際して保護および支援を提供し，被害者の生命，健康，名誉，自由および財産の安全を保障する。③ラオスで被害にあった外国人が，ラオスが加盟している国際協定および条約に従って，国籍を有する国または最後に居住した国に適切に送還されるように便宜を与える条件を整備する，ことが定められている（第52条）。

このように，現在の国境を超えた犯罪に関する国際協力については，条約に従って保護を実施し，協力することが法律内にも規定されている<sup>61</sup>。

## おわりに

本論文では，2015年のラオス憲法の改正について，新たに人権の承認と保護が憲法上に規定されたことに焦点をあてながら，ラオス政府の人権に対する認識と，人権に関連する法令の状況について考察した。その結果，次の点が明らかになった。

第1に，現体制が成立した1975年以降，人権NGOを含む諸外国から指摘されてきたラオスの人権問題は，国際社会の動向とラオスの開発の進展とともに変化してきた。1980年代は，元ラオス王国政府職員の再教育キャンプへの収容が批判され，1990年代には，冷戦の終焉を受けて一党支配体制に対する抗議活動が取り上げられた。ラオスへの渡航と国内での移動の自由が増すと，外国人が関係した宗教活動や少数民族の問題が取り上げられるようになった。2000年半ば以降には，ダム開発など大規模開発の住民移住が取り上げられ，2010年以降は，インターネットによる市民の異議申し立てへの規制が問題となった。このように，ラオスが国際社会との交流が増大し，経済発展が進むにつれて，宗教問題，民族問題，開発をめぐる権利の問題が取り上げられるようになってきたことが窺える。

第2に，2015年改正憲法に人権の承認と保護が規定されたとはいえ，ラオス政府の人権理解は，保守的なものであった。政府の理解では，人権を主張することによって党の思想や政府の政策を非難することを認めず，人権を内政干渉の道具とすることに反対し，各国の人権保障は，各国の経済発展，文化や社会状況の特徴に基づいて行われるべきである，と解釈しており，かつての「ア

ジアの人権論」で主張されていた限定的な人権理解である。人権に関する法整備でも、憲法で宗教に関する規定が改正されたように、市民のおよび経済的自由について、従来よりも厳しく規制して行こうとする動きがある。党は、宗教活動と通信の発達を、一党支配体制に反対する動きと連動することに強い警戒感を持っており、グローバル化の進展にともなって、むしろ厳しい規制を設ける傾向もある。

第3に、ラオス政府は、2000年代に入ってWTOへの加盟を準備し、EU諸国、アメリカ、オーストラリアとの外交対話が増大する中で、国際的人権条約に加盟する動きを進めている。特に、2007年に「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」、2009年には「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」に加盟し、国連によるUPRの制度にも参加している。2000年代には、ラオスの条約加盟を促進するための法整備支援が行われ、国際社会からの後押しもあった。さらに、ASEAN経済統合が進む中で、人身売買など一国では対処できない国境を超えた人権侵害の問題が発生しており、ラオスも地域的な人権保障の枠組みに参加するようになってきている。このような条約への加盟は、ラオス政府にとっても実施状況の報告および履行が求められる状況を生むようになりつつあり、2015年にラオス憲法の中に人権の承認と保護を規定する動機の一つになったといえる。

今後、ラオスの国際人権枠組みへ参加の進展が、ラオス政府の人権への認識や対応の変化につながっていくのか、その動向をみるのが重要である。

## 注

- (1) 瀬戸裕之、新潟国際情報大学国際学部准教授。
- (2) 本論文は、2016年6月3日に神戸大学で開催された、「社会体制と法」研究会2016年度研究総会での筆者の報告に基づく。本論文は、日本学術振興会 科学研究費助成事業 平成28年度基盤研究(A)「ASEAN経済共同体構築による加盟国法へのインパクト」(代表者:小畑郁)、平成29年度基盤研究(B)「ASEAN共同体発足と異形の「憲法」像の登場」(代表者:鮎京正訓)に基づく研究成果である。
- (3) 勝間靖. 2010.「ASEAN人権委員会－国際人権レジームにおける意義－」・『アジア太平洋討究』No.15 (October 2010), 165-176頁, 勝間靖・2013.「ASEAN人権宣言(2012)－採択の背景と今後の課題－」・『アジア太平洋討究』No.21 (August 2013), 39-50頁を参照のこと。
- (4) ASEAN人権宣言の日本語訳については、勝間(2010)前掲、および渡辺豊. 2014.「ASEAN人権宣言」・『法制理論』第47巻第1号, 157-189頁を参照のこと。
- (5) 1991憲法の解説については、Stuart-Fox, Martin. 1996. *Buddhist Kingdom, Marxist State: the Making of Modern Laos*. Bangkok: White Lotus, 2003年改正憲法の解説については、瀬戸裕之. 2007.「ラオス人民民主共和国」・萩野芳夫・畑博行・畑中和夫・『アジア憲法集(第2版)』明石書店, 345-388頁, 2015年改正憲法の解説については、川村仁. 2016.「2015年ラオス憲法改正の要点」・『ICD NEWS』(法務省法務総合研究所国際協力部報, 2016年9月), 49-68頁を

参照のこと。

- (6) 司法省元官房長とのインタビュー（2003年10月）に基づく。
- (7) 国会法務委員会元副委員長とのインタビュー（2003年3月および4月）に基づく。
- (8) 司法省元官房長とのインタビュー（2003年10月）に基づく。
- (9) 瀬戸（2007）前掲, 348, 349頁。
- (10) Lao P.D.R. Saphā-pasāson sūng-sut. 1991. Lat-tha-thammanūn hāēng sâ-thā-lana-lat pasā-thipatai pasāson lāo. (14 sing-hā 1991). (ラオス人民民主共和国憲法)。
- (11) 憲法の起草過程における外国からの影響については、起草作業が本格化した1989年以降、憲法起草作業を行っていた最高人民議会（現在の国会）に、ベトナム人法律専門家が常駐し、法律制定分野全般に対して助言を行っていたとされる。また、憲法の章別編成の点からも、ベトナム1992年憲法草案（1991年7月草案）の影響が強いことが指摘されている（鮎京正訓, 1995. 「第5章：第三世界－近代立憲主義とラオス、ベトナム、カンボジアの憲法像」・樋口陽一（編）・『講座憲法学：別冊－戦後憲法・憲法学と内外の環境』日本評論社, 125－152頁）。このことから、ベトナム人法律顧問による指導下で憲法起草が準備されたことが推測される。
- (12) 国会法務委員会元副委員長とのインタビュー（2003年3月および4月）に基づく。
- (13) Lao P.D.R. Saphā-hāēng-sât. 2003. Lat-tha-thammanūn hāēng sâ-thā-lana-lat pasā-thipatai pasāson lāo, Sabap pap-pung. (6 peut-saphā 1993). (ラオス人民民主共和国2003年改正憲法)。
- (14) 国会法務委員会元委員長とのインタビュー（2003年8月）に基づく。
- (15) 以下の記述は、Pasāson紙（2016年1月19日）に掲載された内容に基づく。
- (16) 2015年12月2日に、ラオス政府と中国政府の間で昆明からシンガポールに至る鉄道のラオス部分の起工式が行われた。鉄道の長さは、427.2kmで、旅客車の速度は、時速160km、平野部では、時速200kmで走行する。ラオス国内の駅は33ヶ所である。投資総額は、387億元であり、5年間で完成する予定である（Pasāson紙, 2015年12月3日）。
- (17) 小高泰, 1995. 「ヴェトナムにおける反和平演変論」. 『外務省調査月報』（1995年No. 2）, 3頁。ベトナムでは、キリスト教徒による和平演変の動き、少数民族地域に外国人が入って状況視察を行い、民族間の分裂を扇動する活動が生じていることが報告されていた。
- (18) Lao P.D.R. Saphā-hāēng-sât. 2015. Lat-tha-thammanūn hāēng sâ-thā-lana-lat pasā-thipatai pasāson lāo, Sabap pap-pung 2015. (8 thanvā 2015). (ラオス人民民主共和国2015年改正憲法)。
- (19) 司法省元副大臣とのインタビュー（2016年5月）に基づく。
- (20) 国会法務委員会前委員長とのインタビュー（2017年8月）に基づく。
- (21) 国会法務委員会前委員長とのインタビュー（2017年8月）に基づく。
- (22) 国会法務委員会前委員長とのインタビュー（2017年8月）に基づく。
- (23) 国会法務委員会前委員長とのインタビュー（2017年8月）に基づく。
- (24) 国会法務委員会前委員長とのインタビュー（2017年8月）に基づく。
- (25) Lao P.D.R., Saphā-hāēng-sât, 2015. Bot-sanēū kīeo-kap kân-pappung Lat-thamma-nūn pī 2003. (2003年憲法の改正に関する提案書)
- (26) 司法省元副大臣とのインタビュー（2016年5月）に基づく。

- (27) 国会法務委員会副委員長とのインタビュー（2017年8月）に基づく。
- (28) 国会法務委員会前委員長とのインタビュー（2017年8月）に基づく。
- (29) ラオス政府UPR参加者とのインタビュー（2016年5月）に基づく。
- (30) Lao P.D.R. Sathā-ban vithanyā-sāt sangkhom hāēng-sāt. 2011. Thatsana-nāēo-thāng nakyōbāi khōng Phak-Lat lae kām patibat Sitti-manut yū So.Po.Po.Lao. (ラオスにおける人権に対する党・国家の政策路線の見解と実施)。
- (31) Lao P.D.R. Sathā-ban vithanyā-sāt sangkhom hāēng-sāt. 2011, *ibid.*, p.33.
- (32) Lao P.D.R. Sathā-ban vithanyā-sāt sangkhom hāēng-sāt. 2011, *ibid.*, p. 32, 33.
- (33) Lao P.D.R. Sathā-ban vithanyā-sāt sangkhom hāēng-sāt. 2011, *op.cit.*, p.39, 40.
- (34) 「アジア的人権論」とは、①「発展」のためには、「人権」、特に精神的自由および政治的自由に制約を加えることもやむをえない、②民主主義において「卓越した指導者による統治」を重視し、結果よければすべてよし、という理解を持ち、③対外的に人権問題は「一国」の内部問題であるという主張を掲げ、人権問題を理由とした「内政干渉」に反発する、④生存権の保障を優先し、政治的・市民的自由は、生存権が確保された後において、はじめて保障される、とする人権思想である（鮎京正訓・2000. 「アジア的人権」論の思想と構造」・『憲法問題』11, 51, 52頁）。
- (35) 本節の記述は、国際人権団体であるアムネスティ・インターナショナルが発行している *Amnesty International, Annual Report*（1975年度版～2016年度版）において掲載されている情報を筆者が整理したものである。したがって、筆者が事実関係を確認したものではないことに留意していただきたい。
- (36) ラオスのサイニャブリー州のメコン河本流に、高さ810m、貯水池面積49平方キロメートル、発電容量1,260MWのサイニャブリーダムが建設中であり、2019年に操業を開始する予定になっている。このプロジェクトでは、2,100世帯が移住する必要があるが、環境アセスメントが公開されておらず、住民が事業に意見を述べる機会が限られている、と批判されている（メコン・ウォッチ, <http://www.mekongwatch.org/report/tb/Xayaburi.html>, 2016年5月30日閲覧）。
- (37) 司法省元副大臣とのインタビュー（2016年5月）に基づく。
- (38) 外務省国際条約法制局におけるインタビュー（2016年5月）に基づく。
- (39) 外務省国際条約法制局におけるインタビュー（2016年5月）に基づく。
- (40) Lao P.D.R. 2015. *The Lao PDR in the Universal Periodic Review (UPR): The 2<sup>nd</sup> Cycle, report*, p.4, 5.
- (41) 外務省国際条約法制局におけるインタビュー（2016年5月）に基づく。
- (42) 外務省国際条約法制局におけるインタビュー（2016年5月）に基づく。
- (43) Lao P.D.R. 2015, *ibid.*, p.7, 8.
- (44) Lao P.D.R. Saphā-hāēng-sāt. 2012. *Kot-māi vā-dūai kāsāng nitikām. (12 kōlakot 2012)*. (法律制定に関する法律)。
- (45) 下記の記述は、調査を行った2016年5月までの状況である。
- (46) Lao P.D.R. Nā-nyok-latthamontī. 2005. *Damlat vā-dūai kām thot-thāēn khā-sia-hāi lae kām nyok-nyāi chatsan pasāson chāk khōngkām-phatthanā. Lēk-thī 192. (7 kōlakot 2005)*. (開発プロジェクト

による補償および人民の移住に関する首相令第192号, 2005年7月7日).

- (47) 農地, 宅地, 商業用地がプロジェクトの影響を受けるときは, プロジェクト実施者は, 代替地を提供することにより, 損害賠償を行わなければならない (第6条2項)。
- (48) 扶助には, 1) 移住にともなう輸送費, 2) 生活回復期間の食費または支援助資, 3) 移住後の開発支援が含まれる, と定められている。
- (49) 松本悟. 2015. 「水力発電」. ラオス文化研究所編. 『ラオス概説 (改訂版)』めこん, 466, 467頁。
- (50) Lao P.D.R. Saphā-hāēng-sāt. 2005. Kot-māi vā-dūai ā-nyā, sabap-pappung. (9 phachik 2005). (刑法, 2005年改正)。
- (51) 死刑は, 18歳未満の者, 妊娠中の女性には適用されない (第32条3項)。
- (52) Lao P.D.R. 2015, op.cit., p.18.
- (53) Lao P.D.R. Nā-nyok-latthamontī. 2002. Damlat vā-dūai kân-khum-không lae pokphông kânkēān-vai sāsana yū Sō Pō Pō Lāo. Lēk-thī 92. (5 kōlakot 2002). (ラオスにおける宗教活動の管理および保護に関する首相令第92号, 2005年7月5日)。
- (54) ラオス政府は, 2015年の時点で, 首相令第92号の改正作業を行っていると言われる (Lao P.D.R. 2015, op.cit., p.22.)。
- (55) Lao P.D.R. Saphā-hāēng-sāt. 2008. Kot-māi vā-dūai sēū-mūānson. (25 kōlakot 2008). (マスメディア法)。
- (56) 政府の報告によれば, 2015年の時点で, ラオス全国で, 新聞が123紙, ラジオ局が57局ある。その中には, 外国のFM局 (ベトナム, 中国, フランス, オーストラリア) もある。テレビ局については, 37局あり, そのうち, 国営が3チャンネル, 民間が3チャンネル, 外国の放送局が3チャンネルあるとされている (Lao P.D.R. 2015, ibid.p.22.)。
- (57) Lao P.D.R. Nā-nyok-latthamontī. 2014. Damlat vā-dūai kân-khum-không khō-mūn-khāo-sān phān intōēnet. Lēk-thī 327. (16 kan-nyā 2014). (インターネットを経由する情報の管理に関する首相令第327号, 2014年9月16日)。
- (58) Lao P.D.R. Nā-nyok-latthamontī. 2009. Damlat vā-dūai samākhom. Lēk-thī 115. (29 mēsā 2009). (協会に関する首相令第115号, 2009年4月29日)。
- (59) 政府の報告によれば, 2015年で登録されている団体は, 全国で149団体, 国際的なNGOは172団体あり, 経済社会開発の分野で活動しているとされている (Lao P.D.R. 2015, op.cit., p.24)。
- (60) Lao P.D.R. Saphā-hāēng-sāt. 2015. Kot-māi vā-dūai kân-tān-kân-khā-manut. (17 thanvā 2015). (人身取引防止法)。
- (61) 政府の報告によれば, 2008年から2012年における人身取引に関する訴訟件数は177件, 被疑者が231人 (女性145人), 被害者が422人 (女性358人) であるとされている。被害者のうち, 18歳以下の児童は271人 (女性161人) である。2013年に限っても, 訴訟件数が56件, 被疑者77人 (女性51人), 被害者171人 (女性87人) であり, 被害者のうち18歳以下の児童は65人 (女性59人) である (Lao P.D.R. 2015, op.cit., p. 30)。